

# 第3次向日市環境基本計画(含む地球温暖化対策実行計画(区域施策編))の策定について

## 1 環境基本計画・地球温暖化対策実行計画とは

向日市環境基本計画は、市民、事業者、市などが環境保全に取り組んでいく上での共通の環境像や目標、施策の方向性を示すとともに、それぞれの主体が積極的に環境保全に向けた行動を実践していただくための計画です。

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は、地球環境を保全するため、向日市域から排出される温室効果ガスを削減・抑制し、地球温暖化防止の責務を果たすための施策の方向性を示した計画です。

本市では、2002(平成14)年に「向日市環境基本計画」を策定、2012(平成24)年に計画を見直し、「環境基本計画」と「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を併せ持つ新たな計画「新向日市環境基本計画(含 地球温暖化対策実行計画[区域施策編])」を策定しています。



## 2 計画の見直しについて

現行計画を策定して以降、国際目標である持続可能な開発目標(SDGs)の実現やパリ協定の締結、マイクロプラスチック対策や食品ロス削減など、環境問題とその対策をめぐる状況は日々変化しています。また、向日市に目を向けると、JR向日町駅や阪急洛西口駅周辺の整備、土地区画整理事業による新たなまちづくりが進められるなど地域環境の変化が見られます。

こうしたなか、現行計画が令和3年度に計画期間の満了を迎えます。新たな環境問題への対応や地域特性に応じた施策を推進するため、「第3次向日市環境基本計画(含地球温暖化対策実行計画(区域施策編))」(以下、「本計画」という。)の策定を行います。

**SDGs**とは、平成27年9月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成される国際社会共通の目標のことです。



資料:国連広報センター「持続可能な開発目標(SDGs)」

### 3 計画見直しのポイント

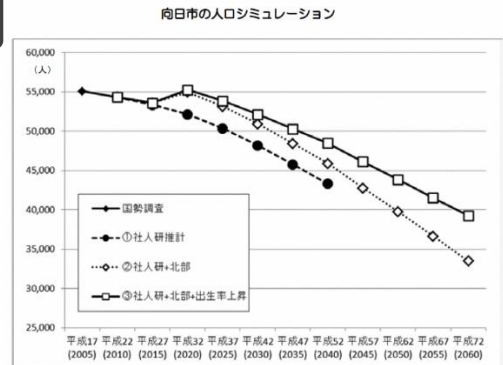
本計画の見直しのポイントとして、以下の3つを考えています。

#### ①環境行政を取り巻く社会状況の変化への対応

現行計画の取組を継承するだけでなく、SDGsの考え方やマイクロプラスチック対策など環境行政を取り巻く新たな環境問題への対策や地域特性に応じた施策を盛り込みます。

また、本市は現在人口増加傾向にありますが、将来問題となる可能性が高い人口減少や少子高齢化に対応した対策や目標などを検討します。

資料:「向日市人口ビジョン」より抜粋



#### ●反映すべき項目例

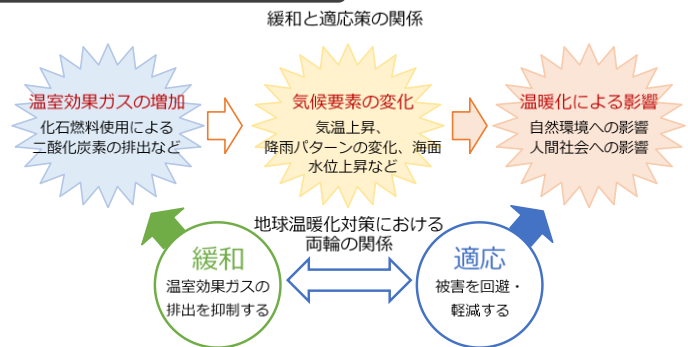
SDGsの実現	人口減少・少子高齢化への備え	地域循環共生圏※の実現	食品ロス削減への対応
地域特性(土地利用の変化等)の反映	地球温暖化対策	マイクロプラスチックへの対応	生物多様性保全

※地域循環共生圏：各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方

#### ②地球温暖化対策実行計画に新たな削減目標や対策を追加

近年、毎年のように異常気象による河川の氾濫や土砂災害などが多発しており、この先さらに気温が上昇していくと影響がさらに深刻化していくことが懸念されています。このため、被害を回避・軽減する「適応」に関する取組を新たに盛り込みます。

また、国や府の削減目標を踏まえ、本市の新たな削減目標を検討します。



資料：環境省資料をもとに作成

#### ●反映すべき項目例

パリ協定の締結	気候変動適応法への対応	国や府の短期削減目標の実現 国:2030年までに2013年度比46% 府:2030年までに2013年度比40%↑
上位計画・関連計画の反映	2050年までに温室効果ガスを実質ゼロにする国や府の目標の実現	

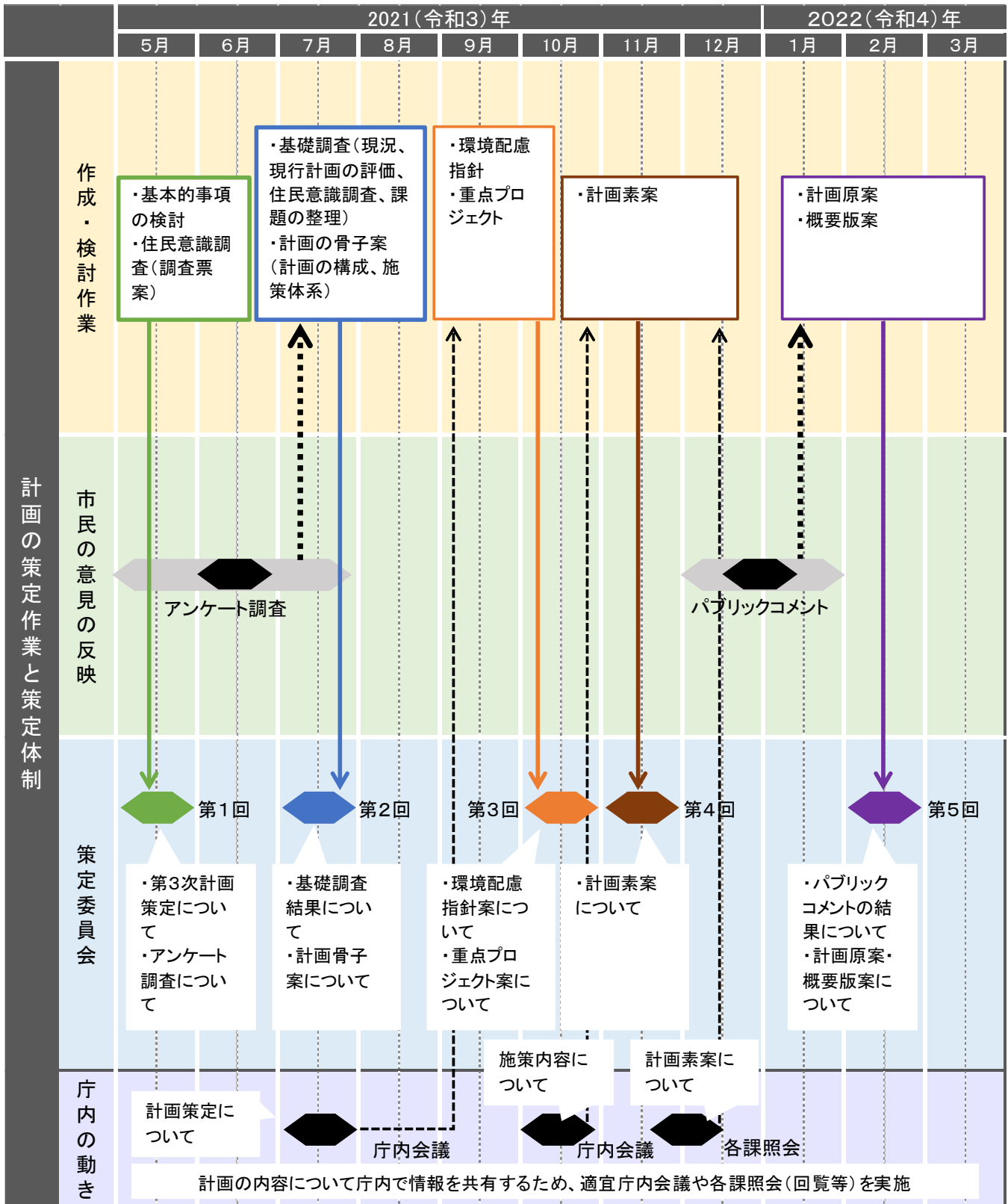
#### ③市民目線の分かりやすい計画へ

市民アンケートや策定委員会などの意見を踏まえ、今の時代にあった分かりやすい環境像を設定します。また、市民や事業者が計画を見て自分の役割を理解し、積極的に環境保全活動に取り組めるよう、文字サイズを大きくしたり、図表を用いたりするなど、わかりやすい計画を策定します。

## 4 策定スケジュール

本計画の策定スケジュールは以下のとおりです。

策定委員会は、今回を含め5回の開催を予定しています。



## 5 計画の基本的事項

### 1 計画策定の背景と目的

向日市では、2002（平成14）年3月に「向日市環境基本計画」を策定、2012（平成24）年には計画内容を見直すとともに、温室効果ガスの計画的な排出削減を目指すための計画を包括した、「新向日市環境基本計画（含 地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕）」（以下、「第2次計画」という。）を策定しました。

第2次計画では、目指すべき環境像として、『みんなが優しくすむまち『う・る・お・い』環境都市むこう』を掲げ、その実現に向けて、市民・事業者・市などが協働しながら環境保全に関する取組を進めてきました。

第2次計画策定から約10年が経過し、人口増加傾向にある本市においても少子高齢化が進むとともに生活様式の多様化が進むなど社会情勢は日々変化しています。環境に目を向けると、気候変動に伴う熱中症患者の増加や集中豪雨などの増加・激甚化、マイクロプラスチックによる海洋環境の汚染など私たちを取り巻く環境は深刻化していくことが予想されます。さらにこれらは環境分野にとどまらず、地域経済や私たちの生活にも波及して深刻な影響を及ぼす可能性があります。

「第3次向日市環境基本計画（含む地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「本計画」という。）は、このように、今日の環境問題を取り巻く状況や対応が大きく変化する中で、令和4年3月に第2次計画の計画期間が満了を迎えることから、新しい環境課題に的確に対応しつつ、今後の環境保全施策に関する基本的な方向性を示すため策定します。

#### 計画見直しの基本的な考え方

##### （1）環境行政を取り巻く社会状況の変化への対応

第2次計画の評価に加え、計画策定後に生じた環境に関する新たな変化を見直し、計画の具体性や実行性をさらに高め、施策などに反映します。

##### （2）地球規模での環境問題への対応

2015（平成27）年、フランス・パリで開催されたCOP21において、「パリ協定<sup>\*1</sup>」が採択されました。このパリ協定の実現に向け、2018（平成30）年に気候変動適応法が制定、さらに2020（令和2）年には菅総理大臣が就任後初の所信表明演説において、日本が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。さらに、2021（令和3）年には新たな削減目標<sup>\*2</sup>も示されました。これらの動向を踏まえつつ、本市として実現可能な施策や削減目標を検討・設定します。

##### （3）市民目線の分かりやすい計画へ

環境保全に関する取組は、市だけでなく市民・事業者などとの連携が不可欠です。市民や事業者が計画を見て自分の役割を理解し、積極的に環境保全活動に取り組めるよう、文字サイズを大きくしたり、図やイラストを用いるなど、市民にもわかりやすい計画を策定します。

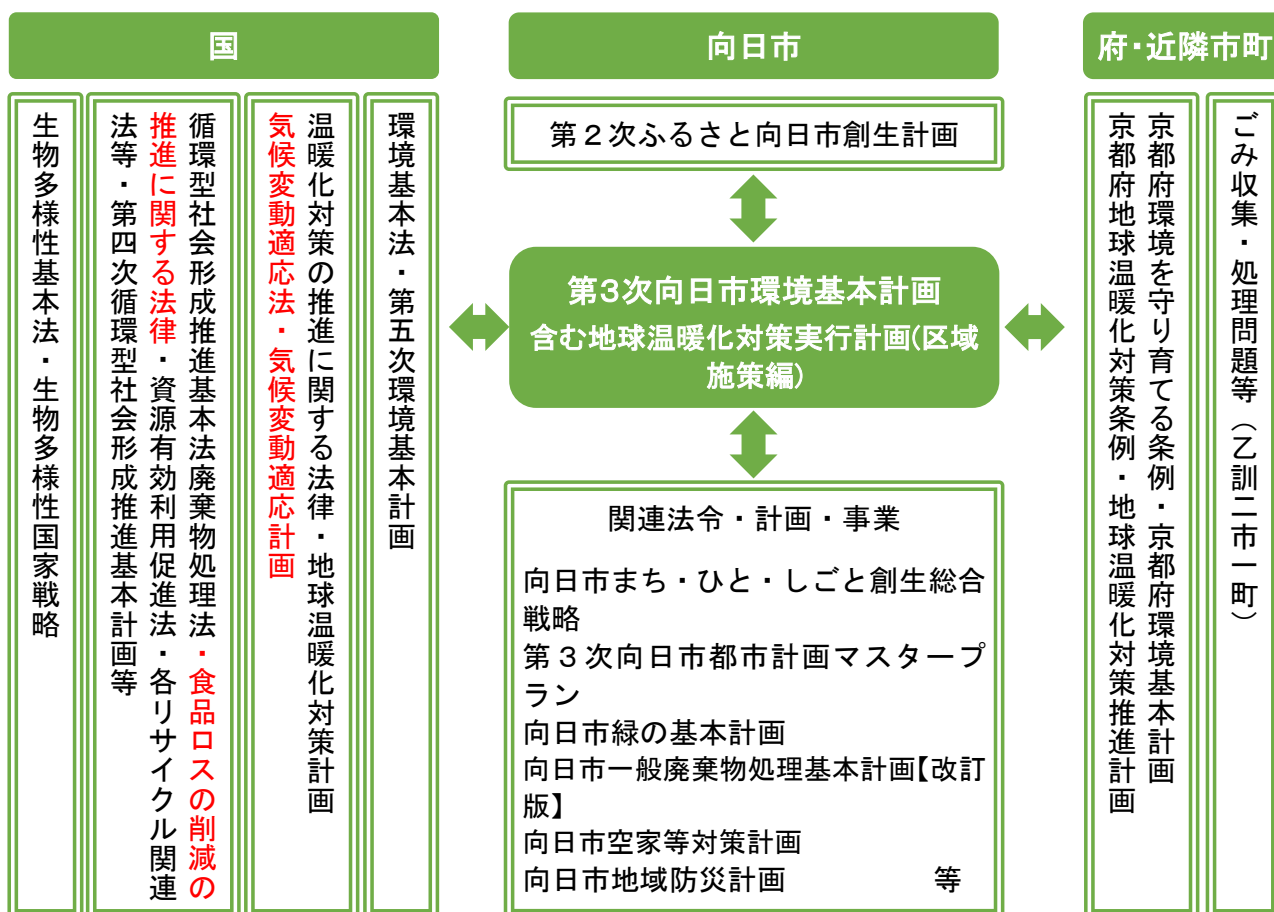
※1パリ協定：世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを目標とした協定

※2新たな削減目標：2021（令和3）年3月に開催された気候変動サミットにおいて、日本が2030年までに温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減することを表明

## 2 計画の位置づけ

本計画は、各種法令や国・京都府の環境基本計画・地球温暖化対策計画を踏まえるとともに、「第2次ふるさと向日市創生計画」を環境面から実現する役割を持っています。

また、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の内容を含んでいます。

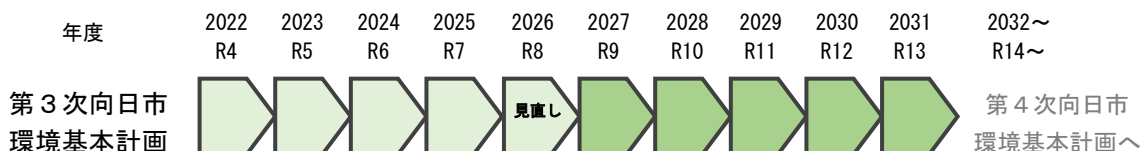


【計画の位置づけ】

### 3 計画の期間

本計画の期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とします。その間の社会情勢の変化へ柔軟に対応するため、施策や目標の進捗についての点検を毎年行うとともに、5年を目途にそれらを総括し、必要に応じ計画の見直しを行います。

なお、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、国と整合を図り、基準年を2013（平成5）年度、目標年度を2030（令和12）年度とします。



【計画の期間】

### 4 計画の対象分野

本計画で対象としている環境の範囲は以下のとおりです。

【計画の対象分野】

生活環境	大気、水質、騒音・振動、化学物質 など
都市環境	公園・緑地、歴史・文化、都市景観 など
自然環境	森林（竹林）、農地、河川、生物多様性（動植物） など
資源循環	廃棄物、地産地消、河川を軸とする流域のつながり（水循環） など
地球環境	地球温暖化対策（緩和策、 <b>適応策</b> ） など
市民参画	教育・学習、連携、情報発信 など

### 5 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は本市全域とします。ただし、河川や廃棄物などについては、周辺市町なども含めた広域でとらえることとします。

## 6 各主体の役割

本計画を着実に推進し、計画に掲げる目標を実現するためには、市民、事業者、市などの各主体がそれぞれの役割を果たし、協力・連携を図りながら取り組んでいく必要があります。以下に示す主体別の行動指針に基づき、環境保全に向けて一体となった取組を進めます。

### 市民の行動指針

- ◆ 良好な環境と健康で文化的な営みの継承
- ◆ 日常生活におけるスマート(環境に配慮した)なライフスタイルへの改善
- ◆ **脱炭素社会**構築に向けた配慮行動の実践
- ◆ 資源・エネルギーの節約、ごみの排出抑制等の配慮
- ◆ 循環型社会づくりに向けた配慮
- ◆ 生物多様性の保全への貢献
- ◆ 環境保全施策の実施にかかわる参加・協力



### 事業者の行動指針

- ◆ 環境負荷の少ない社会形成への貢献
- ◆ 事業活動に伴う公害の発生防止
- ◆ 自然環境の適正な保全への配慮・協力
- ◆ あらゆる機会での環境負荷低減・環境保全
- ◆ **脱炭素社会**構築に向けた温室効果ガスの排出抑制
- ◆ 循環型社会づくりに向けた自主的な取組み
- ◆ 生物多様性の保全に配慮した事業活動
- ◆ 環境保全施策実施にかかわる参加・協力



### 市の行動指針

- ◆ 基本計画に基づく環境づくりの推進
- ◆ 法令等を活用した総合的な取組の推進
- ◆ 地域における**脱炭素社会**づくり、循環型社会づくり、生物多様性保全の促進を通じたスマートシティ(環境に配慮した都市)の実現
- ◆ 環境教育・学習の推進
- ◆ 環境保全活動への支援・情報の提供
- ◆ 国・府・周辺自治体との協力・連携



### 市民団体の行動指針

- ◆ 市民、事業者及び市と連携した環境保全活動の展開
- ◆ 各種環境保全活動への参加・協力
- ◆ 自主的な環境保全活動の主催
- ◆ 環境調査・地域環境情報収集活動の実践
- ◆ 市民団体相互のネットワークづくり



## 7 SDGsとの関わり

SDGs（持続可能な開発目標, Sustainable Development Goals）とは、2015（平成27）年9月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成される国際社会共通の目標のことです。

SDGsは、気候変動や生物多様性など環境に関する項目だけでなく、地域経済や生活など環境以外の分野についても幅広く目標が掲げられており、SDGsの実現に向けて取組を進めることは、現状の私たちの暮らしや環境をより良くするだけでなく、将来を担う子どもたちのために、持続可能なまちづくりを発展させることにもつながります。

本市では、このSDGsの実現を目指す視点を踏まえて施策を推進します。



【SDGsの17のゴール】

出典：国連広報センター